

猫の糞尿等によりお困りの方に 猫よけ器を貸出します

猫よけ器とは・・・

猫が嫌う周波数の超音波を発することにより、庭などの敷地内への侵入を防ぐ装置です。



貸出対象者

日立市民、市内に
事業所及び管理物件
をお持ちの方
(1回につき1台)

貸出期間

2週間
(各年度につき1回)

貸出料

無料

申込期間

令和7年4月21日(月)から令和8年3月13日(金)まで
※数に限りがあります。

事前に環境推進課までご連絡ください。

貸出しの流れ



申込書提出

- ・猫よけ器貸出申込書に必要事項を記入し、環境推進課に提出してください。
- ・申込時に居住していることなどが確認できる運転免許証などをご用意ください。

猫よけ器貸出し

- ・使用に必要な単2形乾電池4本は、ご自身でご用意ください。
- ・お住まいの敷地内、事業用地等でお使いください。
- ・近隣の方の迷惑にならないよう、設置場所や方向には十分配慮してください。
- ・破損、紛失等した場合はすみやかに環境推進課に連絡してください。

猫よけ器の返却

- ・電池を抜き、汚れを落としてから貸出期間内に返却をお願いします。
- ・貸出期間後も使用したい場合は、ホームセンターなどでご購入ください。

申込・問い合わせ先

日立市役所 市民生活環境部 環境推進課
〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号
TEL：0294(22)3111 内線543・749